平成２８年（フ）第５２１５号
東京都大田区仲六郷１丁目３－３－402
債務者　齋藤　政志
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２１７号
東京都江戸川区中央１丁目２－３－202
債務者　天野　安希
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２１８号
東京都墨田区墨田３丁目17－14－103
債務者　菅原　勝
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２１９号
東京都大田区仲六郷３丁目18－９－105
債務者　芹澤　毅
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２２３号
東京都小平市花小金井南町２丁目７－17－604
債務者　坂口　辰巳
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２２４号
東京都港区赤坂９丁目５－18－403
債務者　田嶋　里子
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２２７号
東京都江東区東砂７丁目５－19－609
債務者　良知　映子
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２２８号
東京都北区西ケ原３丁目62－２－102
債務者　吉永　達朗
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２３３号
東京都狛江市岩戸南３丁目２－32－202
債務者　坂主　紀弘
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２４０号
東京都足立区江北７丁目12－１－204
債務者　田代　誠
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２４２号
東京都杉並区宮前３丁目８－14－109
債務者　吉村　恵
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２４８号
東京都世田谷区南烏山１丁目20－12－303
債務者　飯尾　麻美（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２４９号
東京都練馬区土支田４丁目35－５－101
債務者　伊藤　智春
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２５１号
東京都足立区中川４丁目９－５　第二建幸荘101
債務者　宮澤　猛
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２５７号
東京都墨田区堤通２丁目６－８－902
債務者　橋本テルマこと　ハシモト　テルマ
ヘルモーソ
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部